

答 申

第1 審査会の結論

沖縄県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った公文書の存否を明らかにしない不開示決定は、妥当である。

第2 諮問の概要

1 公文書の開示請求

令和5年2月15日付け（令和5年2月20日収受）で、沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「平成23年〇月〇日自宅にて死亡となっております 住民基本台帳住所：〇〇 特定個人「死体検案書」全開示請求。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）が行われた。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求文書について、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第2号に規定する不開示情報を開示することになることを理由として、条例第11条第2項の規定により、令和5年3月6日付けで公文書の存否を明らかにしない不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、令和5年4月23日付け（令和5年4月26日収受）で実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は、条例第21条の規定により、令和5年8月25日付けで審査会に対して、本件処分について諮問した。

第3 審査請求人の主張（要旨）

1 審査請求の趣旨

本件処分を取消し、本件請求文書の全部開示を求める。

2 審査請求の理由（要旨）

審査請求人が死体検案書の開示を求めている特定個人は、審査請求人の叔父に当たる。医師法（昭和23年法律第201号）第19条第2項によれば、検案をした医師は、死体検案書の交付の求めがあった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではないとされている。戸籍法（昭和22年法律第224号）第86条の規定によれば、同法第87条に定める届出義務者は、死亡事実を知った日から7日以内に、死

亡診断書又は死体検案書を添付して死亡届出をすることとされている。本件請求文書が開示されることにより、国、審査請求人の親族は、真実を知り、今後の土地売買のあり方を変えることができる。

第4 実施機関の弁明の内容（要旨）

1 弁明の趣旨

実施機関が行った決定は妥当である旨の判断を求める。

2 弁明の内容

本件請求文書は、審査請求人の叔父である特定個人が平成23年に死亡した際の死体検案書である。まず前提として、条例第7条第2号の「個人に関する情報」の「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれると解されている。

警察において作成する死体検案書の写しが添付された死体発見報告書等の公文書は、犯罪性の判断に当たり必要となる、個人の心身状況、病歴、借財、財産、家族関係等の個人の名誉や信用に関する個人情報に記載されているものであるが、これらの情報については、事案解明のために提供されており、個人のプライバシーの中でも最も他人に知られたくないものの一つであるところ、その取扱いには格別の慎重さが要求されるため、条例第7条第2号本文に規定する個人情報として不開示とされるべきである。

また、犯罪性の判断のために警察が保有している情報は、法令の規定により又は慣行として公開され、若しくは公開することが予定されている情報ではないことから、条例第7条第2号ただし書アにも該当しない。

さらに、条例は何人にも開示請求権を認めており、開示、不開示の判断は開示請求者が何人であるかを問わず同一でなければならない。すなわち、本件特定個人の身内という理由をもって開示、不開示等の判断に影響を与えるものではない。

なお、審査請求人は、主張において医師法第19条第2項や戸籍法第86条を示しているが、これら法令や条項は、開示、不開示を判断するための要件とは無関係である。

以上の理由により、本件存否情報は、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

よって、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第2号（個人に関する情報）に規定する不開示情報を開示することとなるため、公文書の存否を明らかにしない不開示決定を行ったものであり、審査請求人の主張は失当である。

第5 弁明に対する審査請求人の反論（要旨）

1 反論の趣旨

本件処分を取消し、本件請求文書の全部開示を求める。

2 反論の内容

死者の情報であっても生存する個人と関連がある場合には、その生存する個人の情報になる場合があると言われている。亡くなった人の財産に関する情報は、その生存している配偶者や子、孫に相続されることになる財産情報という側面があるの

で、個人情報となり得る。特定個人には多額の預金が存在する。実施機関は再度現場の搜索をすべきである。

審査請求人は、国に対し、今後土地取得交渉、土地売買契約書に土地所有者本人を対面の上で契約を交わすことを訴えたい。審査会において、死体検案書を開示する決定を出していただきたい。

第6 審査会の判断

審査会は、本件請求に関し審査請求人の主張及び実施機関の説明を踏まえ、以下のとおり確認を行い判断した。

1 条例第10条について

条例第10条は、開示請求の拒否処分の一態様として、実施機関が一定の場合において、公文書の存否自体を明らかにしないで拒否すること（以下「存否応答拒否」という。）ができる旨を定めたものである。

実施機関は、開示請求に係る公文書が存在していれば、開示決定又は不開示決定を行い、存在していなければ、不存在による不開示決定を行うものとされている（条例第11条）。したがって、公文書の不存在を理由とする不開示決定の場合以外の決定においては、原則として公文書の存在が前提となる。しかしながら、開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することになるときは、条例第10条により、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができることとされている。

実施機関は、本件存否情報は条例第7条第2号の不開示情報に該当し、本件請求文書の存否を明らかにすることにより、同号に規定する不開示情報である個人に関する情報を開示することとなる旨を主張している。そこで、以下、同号該当性について検討する。

2 条例第7条第2号について

条例第7条第2号は、個人の権利利益の十分な保護を図るため、「個人に関する情報」は原則として不開示とし、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を侵害するおそれがあるものを不開示とする旨規定している。

3 条例第7条第2号該当性について

本件請求文書は、特定個人に関する死体検案書であるが、厚生労働省ホームページ（「死亡診断書（死体検案書）について」）によると、「死体検案書は、それ以外の場合（生前に医師の診療を受けていなかった場合や、生前に診療を受けていたのとは異なる傷病で死亡した場合、死亡した状態で発見され原因が不明な場合など）に交付されます。」とされている。また、同ホームページに掲載されている「令和7年版死亡診断書（死体検案書）記入マニュアル」によると、死亡した者の氏名、性別、生年月日、死亡したときのほか、死亡したところ及びその種別、死亡

の原因等の事項について医師が記載し作成されるものであることが確認できた。

これらの情報は、個人が特定されることとなるため、条例第7条第2号の個人を識別できる情報（以下「個人識別情報」という。）に該当し、仮に本件請求文書が存在する場合、不開示情報に当たるといえる。

また、同号ただし書は、個人情報であっても同号ただし書アからウまでに該当する場合は開示するものと規定しているが、本件においては、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当するような事情は伺われない。

なお、審査請求人は特定個人に関する救急活動記録票や死体発見報告書を所持しており、特定個人が叔父に当たることを理由に本件請求文書の開示を求めているところ、本条例に定める開示請求権制度は、第5条に規定されるとおり、何人に対しても等しく開示請求権を認めるものであって、開示請求者の開示請求理由や利用目的等の個別的事情を問うものではなく、開示請求者が誰であるか、又は開示請求者が開示請求に係る公文書に記録されている情報について利害関係を有しているかどうかなどの個別的事情によって、当該公文書の開示決定等の結論に影響を及ぼすものではない。

4 条例第10条該当性について

本件請求においては、仮に本件請求文書が存在した場合、氏名等の個人識別情報が含まれることから、上記3のとおり条例第7条第2号に該当し不開示となるものである。また、不開示としたとしても、その情報が存在するという事実だけで、生前に医師の診療を受けていなかった場合や、生前に診療を受けていたのとは異なる傷病で死亡した場合、死亡した状態で発見され原因が不明な場合であった可能性があることが明らかになり、個人のプライバシーを侵害し個人の権利利益を害することとなるため、存否応答拒否をするのが妥当である。

次に本件請求文書が存在しない場合についてであるが、仮に公文書不存在による不開示決定をするとした場合に、今後同様の請求において、存否応答拒否処分が文書の存在を前提として行われていると請求者に強く推測せしめることになりかねない。

したがって、実施機関が、本件請求について、条例第10条を根拠に存否応答拒否をしたことは妥当である。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

本案件を審議した沖縄県情報公開審査会委員名簿

五十音順

氏 名	役 職 名 等	備 考
柴田 優人	沖縄国際大学講師	会長職務代理
高良 誠	弁護士	
徳本 和秀	弁護士	
中村 政也	弁護士	
西山 千絵	琉球大学准教授	会長

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和5年8月25日	諮問書受理
令和7年2月13日	審議（第365回）
令和7年3月27日	審議（第366回）
令和7年4月22日	審議（第367回）